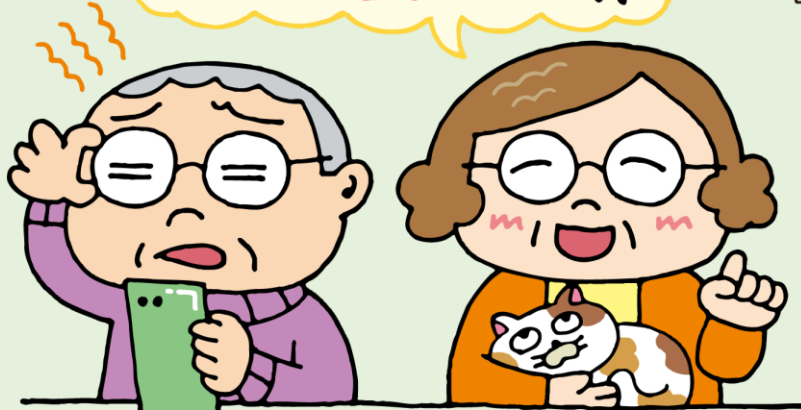


見守り 新鮮情報

ネットの広告を見て、**特別価格**約3千円美容液を購入した。肌に合わず使用をやめていたが、商品が**再び届き**、定期購入だと初めて気付いた。すぐに事業者**解約**と**返品**を申し出たが、**「発送日の10日前までに申し出ないと**

契約内容を
確認してね!!



©Kurosaki Gen

対応できない」と言われた。2回目の商品は1万円以上でとても高い。申し込み時には、定期購入だと分からなかった。どうにかならないか。
(60歳代 女性)

販売サイトで 契約内容をよく確認! 定期購入トラブル

ひとこと助言



- 1回だけのつもりで申し込んだが、定期購入になっていたという相談が多数寄せられています。
- 詳細な契約内容は、「〇%オフ」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- 「解約の申し出は次回発送日の〇日前まで」などと解約条件が定められている場合も多くあります。注文する際には、解約条件などの契約内容をしっかりと確認しましょう。
- 困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第384号 (2021年1月26日) 発行：独立行政法人国民生活センター

米子市消費生活相談室

☎ 0859(35)6566